

# 株主議決権行使にかかるガイドライン

## I. 基本的考え方

- (1) 受託機関は、受託者責任の観点から、専ら受益者である連合会の利益のために議決権を行使するものとする。
- (2) 受託機関は、議決権行使の判断を株主の利益が長期的に最大化されるか否かの観点から行うものとし、特定の社会的・政治的問題を解決する手段として利用してはならない。
- (3) 受託機関は、運用を受託しているすべての株式について議決権を行使するものとし、放棄又は棄権してはならない。ただし、親会社株式等議決権行使を放棄又は棄権する旨事前に定めた株式については、この限りではない。
- (4) 受託機関は、議決権行使にあたり、例えば株式投資収益率が劣位にある企業、反社会的行為を行った企業や情報開示が十分でない企業等企業価値増大に問題があると自ら認める企業については、特に議案を精査し、適確に判断するものとする。
- (5) 受託機関は、自ら定めたスクリーニング基準に基づき、コーポレートガバナンスの観点から特に問題がないと判定した企業については、その経営判断を尊重し、会社提案議案に賛成することができる。
- (6) 受託機関は、議決権行使の基準を定めるとともに、議決権行使の体制を構築し、意思決定の手続きを定めるものとする。
- (7) 受託機関は、議決権行使において生じる可能性がある利益相反問題について、対応方針を定め、その回避策を講じるものとする。

## II. 判断基準の考え方

受託機関は、議決権行使にあたり、その判断基準をおおむね次のとおりとする。

### 1. 取締役会

#### (1) 取締役会の機能

「企業経営の監督機関としての取締役会」は、株主の立場から経営執行を監督すべきであり、独立に適切かつ迅速に意思決定ができるメンバーから構成されるべきである。

なお、企業経営の執行機能と監督機能の分離を前提とした委員会等設置会社制度

は、コーポレートガバナンスの観点からは望ましいものと推定する。

## (2) 取締役会の規模

「企業経営の監督機関としての取締役会」は、適切かつ迅速な意思決定ができる規模である必要がある。

## (3) 取締役会の構成員

「企業経営の監督機関としての取締役会」の構成員は、経営執行を監督する機能を適切に果たすとともに、経営課題について企業経営から独立して適切かつ迅速に意思決定できる人材であることが求められる。

なお、社外取締役は、企業経営からの独立性を担保しやすいことからコーポレートガバナンスの観点からは望ましいものと推定する。

## 2. 監査役（会）

監査役（会）は、「企業経営の監督機関としての取締役会」と同等の機能を有する必要がある。

監査役（会）の構成員は、企業経営から独立して経営執行を監督する機能を適切にできる人材であることが求められ、社外監査役は、企業経営からの独立性を担保しやすいことからコーポレートガバナンスの観点からは望ましいものと推定する。

## 3. 利益処分

企業の利益処分は、企業業績や将来の事業計画と整合性が保たれ、株主への利益還元と役員への利益還元について適切にバランスがとれることが必要であり、総じて株主の利益を損なうものであってはならない。

## 4. 経営戦略・事業内容の変更

企業は、重要な資本戦略や経営戦略を実行し、または事業内容の変更を行う場合、適切な経営計画に基づくこととし、株主利益を損なうことがあってはならない。買収防止策についても同様であり、長期的に株主価値の増大に資するものでなければならない。

## 5. 株主提案議案

株主提案議案については、企業価値の増大やコーポレートガバナンスの向上に寄与するか否かの観点から判断するものとし、一部特定の株主のみの利益に資するものである場合は、反対する。

## 6. 情報開示

適時適切な情報開示は、コーポレートガバナンスにおいて特に重要である。企業は、株主への情報開示を必要かつ十分に行う必要があり、もって説明責任を果たすべきである。

## 7. 社会的責任

企業は、企業活動に正当な利害関係を持つステークホルダーと積極的な協力関係を構築する必要がある。また、経営執行において法令等を遵守する必要があり、反社会的な行為や違法行為により、株主に不測の損害を与えてはならない。

## III. その他

- (1) 連合会は、特定の議案について議決権の統一的な行使を意図することがあり得るが、その際、連合会は適時受託機関に指図するものとし、受託機関は、連合会の判断にしたがうものとする。
- (2) 受託機関は、自ら定めた議決権行使の基準を連合会に提出するものとし、当該基準が本ガイドラインと抵触する場合、連合会と協議するものとする。受託機関が当該基準を変更する場合も同様とする。
- (3) 受託機関は、議決権を行使した場合、その行使日の属する月の翌々月の末日までに議決権の行使状況を連合会に報告する。
- (4) 受託機関は、議決権行使以外のコーポレートガバナンスの手法について検討するものとし、その取扱いについて連合会と協議していくものとする。

以上